

# 近時の米国の状況

## 米国証券取引委員会による2種類のスタッフペーパー(2011年11月)の概要①

2011年11月16日、米国証券取引委員会(SEC)は、「米国会計基準と国際会計基準(IFRS)の比較」及び「IFRS適用状況に関する分析」の2種類のスタッフペーパーを公表。

※これらのスタッフペーパーは、IFRS適用に関する決定を行う上での参考との位置付け。

### <「米国会計基準とIFRSの比較」>

・直近の米国基準とIFRSとを比較分析。主な指摘は以下のとおり。

-IFRSはプリンシプル・ベースであり、個別のガイダンスや業種別の特例が限定的。

-IFRSの概念フレームワークと米国基準の概念書の差異は例えば以下のとおり。

IFRSの概念フレームワークは会計基準と位置づけられているが、米国基準の概念書は会計基準とは位置づけられていないこと

⇒個別の処理において特定の会計基準がない場合に、IFRSでは概念フレームワークに立ち返るが、米国会計基準では、概念書には立ち返らないこととなる。

従って、米国基準とIFRSの概念が共通化したとしても、米国において概念書が基準と位置づけられていない限り、両基準の会計処理の比較可能性に影響を与える可能性がある。

## 米国証券取引委員会による2種類のスタッフペーパー(2011年11月)の概要②

### <「IFRS適用状況に関する分析」>

- ・IFRSを適用する世界の企業183社の財務諸表を分析。主な指摘は以下のとおり。
  - 調査の結果、財務諸表は一般的にIFRSの基準に準拠していると思われる。
  - 但し、①財務諸表の透明性と明瞭性に向上の余地があること、②IFRSの不整合な適用は国・産業の比較可能性を困難にすること、の2点を考慮する必要。
  - ①については、財務諸表において会計方針の開示が不十分・不明確である事例や、IFRSで用いているものと不整合な用語を用いている事例、具体的な内容が不明瞭な各国特有の適用指針を参照している事例があることなどを踏まえると、結果として、企業の取引の本質やそれら取引の財務諸表への記載状況を理解する上で、困難が生じる可能性があった。
  - ②については、IFRSのガイダンス不足やオプションの存在など、基準自体に起因する、比較可能性を困難にする不整合な適用事例があった。
- なお、IFRSの選択肢を狭めることや、個別の追加ガイダンス等を使用することで、不整合な適用が軽減されている事例もあった。
- 但し、国別のガイダンス等を用いることは、各国内での比較可能性は向上させるものの、国際的な比較可能性を毀損する可能性がある。

## 米国証券取引委員会(SEC)クローカー主任会計士の発言

SECクローカー主任会計士は、米国公認会計士協会のカンファレンス(12月5日)で行ったスピーチで、以下のように述べている。

- ・米国のIFRS適用に関するスタッフの最終報告書を作成するためには、あと2-3ヶ月はかかる見通しである。
- ・SEC内で検討を進めているが、検討事項が多いため、今後の正確なスケジュールについて述べることはできない。
- ・5月のスタッフペーパーに寄せられた意見などを考慮すると、個人的には、IFRSをincorporateする可能性が潜在的にあると考えている。